

事務連絡  
令和4年12月1日

就労移行支援事業所  
就労継続支援A型事業所  
就労継続支援B型事業所

} 管理者様

宇都宮市長 佐藤 栄一  
(保健福祉部障がい福祉課扱)

## 就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の 支援の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障がい福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、在宅でのサービス利用における支援（以下「在宅就労支援」という。）につきましては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において要件等が見直され、新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的な取り扱いとされていた取扱いが、常時の取扱いとする旨が示されるとともに、令和3年3月に「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和3年3月30日付障障発0330第2号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が通知されました。

このため、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症を理由とした、やむを得ない居宅等での在宅就労支援を認めるとともに、それ以外を理由とした在宅就労支援につきましても、事業所が定める運営規定において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記していることを基本としながら、事業所から事前連絡をいただき、利用者ごとにアセスメント結果や支援効果等を把握した上で、在宅就労支援を認めてまいりました。

しかしながら、本市への事前連絡がなく在宅就労支援を実施している不適切な就労実態や、事業所において在宅就労支援に関する書類の不備が散見されております。

このようなことから、適切に在宅就労支援のサービスを提供していただくため、本市における今後の在宅就労支援の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、御対応くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

在宅就労支援は、新たな生活様式の定着を見据えた就労形態であり、利用者の障がい特性等を踏まえ、利用者からの希望があり、同意を得た上で、その支援効果が認められる場合に行われるものです。

このため、事業所におきましては、利用者の希望がない状態で在宅就労支援を行い、利用者への説明や同意が不十分なまま報酬請求を行うといったことがないよう留意してください。

また、報酬請求後も、不適切な報酬算定が認められた場合は、返還請求や行政処分の対象となりますので、十分に留意してください。

## 2 対象者

在宅就労支援の対象者につきましては、在宅就労支援を希望する者であって、事業所によるアセスメントの結果、在宅就労支援による具体的な支援効果が認められると市町村が判断した者です。

なお、本取扱いの対象者は、本市で支給決定を受けている利用者に限ります。

## 3 利用までの流れ

別表「在宅就労支援提供までの流れ」参照

## 4 留意事項

- (1) 在宅就労と通所を組み合わせて利用することも可能ですが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により、自由に変更するものではありません。事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用してください。利用当日に利用者及び事業所の都合等により通所利用から在宅就労支援に変更することは認められません。
- (2) 在宅就労支援につきましては、報酬算定上、通常に通所による支援の考え方と同様ですので、在宅就労中の時間帯に別の障がい福祉サービスを受けることはできません。
- (3) 在宅就労支援の対象者が、変更または在宅就労支援を終了する場合には、その都度、その内容を反映させた最新版の「在宅就労支援対象者リスト【様式3】」を本市に提出してください。
- (4) 将来的に一般就労への移行を見据えた支援を行う場合は、通所することも訓練の一環であることを踏まえ、アセスメント等において在宅就労支援の適否を慎重に検討し判断してください。
- (5) 利用者が計画相談支援事業所を利用している場合には、計画相談支援事業所と連携の上、支援内容を情報共有してください。
- (6) 在宅就労の支援記録や達成度の評価と振り返りを行った記録等については、本市から提出を求める場合がありますので、速やかに提出できる状態にしておいてください。

## 5 本通知前に在宅就労支援を提供中の利用者がいる場合の留意事項

- (1) 既に、在宅就労支援における必要なアセスメントを行い、また、利用者に具体的支援効果を提示し、同意を交わした上で本市に必要な書類を提出し、在宅就労支援を認められている利用者につきましては、下表のとおり作成し、期限までに提出してください。

本通知前に在宅就労を認められている場合	本通知後に在宅就労を希望する場合
<p>○ 「就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）における在宅就労支援のための届出書」（様式2）</p> <p>※ 在宅就労支援を認められた利用者ごとに作成してください。</p> <p>○ 在宅就労支援対象者リスト（様式3）</p> <p>※ 在宅就労支援を認められた利用者を取りまとめてリストを作成してください。</p>	<p>※ 別表「在宅就労支援提供までの流れ」を参照してください。</p>

## 6 提出期限

令和4年12月28日（水）

### 【提出先】

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課相談支援グループ

メールアドレス：[u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp)

## 7 参考URL

本市ホームページに本通知および各種様式を掲載しています

### 【掲載場所】

トップページ > 暮らし > 障がい者の方へ > 障がい者へのサービス > 就労系障がい福祉サービスにおける在宅就労支援

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/service/index.htm>

1

宇都宮市障がい福祉課  
相談支援グループ  
電話番号 028-632-2366